平成２８年（フ）第３６５号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町５丁目23番地の１
破産者　木村貴美子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３８号
岐阜市新興町12番地４
破産者　髙田　弘美
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
静岡県藤枝市茶町１丁目６番36号　ＩＢＢ８　203号室、旧住所群馬県館林市代官町４番20号　レオパレスセカンド一112
破産者　千原　朝恵（旧姓廣田）
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７５号
名古屋市西区浄心１丁目１番６一914号　シティ・ファミリー浄心
破産者　伊藤　康記
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８６号
名古屋市千種区今池１丁目26番２号　第一岡戸ビル201号
破産者　山尾和枝こと　李　　和枝
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６９号
名古屋市瑞穂区苗代町25番15号　ハニリリカⅢ605号
破産者　石田　哲也
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３３号
名古屋市千種区春岡１丁目20番１号　藤久ヒルズ101号
破産者　伊藤　順一
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６７号
名古屋市港区野跡２丁目５番４一2305号　シティファミリー鴨浦、従前の住所名古屋市西区見寄町138番地　ジェルブラローズＡ号
破産者　赤塚真理子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９１号
名古屋市天白区土原２丁目423番地
破産者　中須賀芳喜
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４６号
愛知県半田市平地町４丁目17番地　ココルーナ201号
破産者　日髙　修悟
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
京都府亀岡市稗田野町芦ノ山杉森６一28、住民票上の住所京都府南丹市園部町横田２号75番地
破産者　堀田　耕一
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
山口県宇部市大字船木569番地６
破産者　木村　守雄
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第７２号
福岡県田川郡香春町大字鏡山1108番地２、前住所福岡県田川市大字伊田4458番地３
破産者　扇山　　隆
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第９９号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目39番３号（Ａ一205）
破産者　松永　秀代
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目12番31号
破産者　山崎　槙也
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１号
北海道帯広市川西町西３線60番地９　川西団地市営住宅１棟111号室
破産者　山本　秀幸
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
横浜市西区浅間台24番地17　ＬＯＶＩＮＡ207号
破産者　木村　　誠
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６１号
静岡県浜松市西区神原町1285番地の２
破産者　木村　　均
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係